

## 県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果

### 「過労死等防止啓発月間」の設定

- 目的：過労死等の防止、郡上特支講師自死事案の風化防止  
 対象：県立学校・事務局・教育事務所の全ての教職員  
 期間：11/1～11/30

### 1 職場研修等

#### (1) 職場研修

##### ①自死事案を題材とした研修を実施

- ・各県立学校、事務局及び教育事務所ごとの職場研修として実施
- ・管理職を講師として、過重労働やセクハラ、パワハラ、コロナ・ハラスメント等の防止のために一人ひとりが気を付けるべき点を説明
- ・従来の専用相談窓口や外部相談窓口に加え、保健師（医療職）が対応するメンタルヘルス相談窓口の利用呼びかけや新たに外部機関（共済組合本部）の相談窓口も紹介

##### ②わいせつ事案未然防止研修の実施

- ・今回新たに、犯罪心理学の専門家による解説等を内容とした映像資料による研修を実施

#### (2) 意見交換

- ・(1)の研修を踏まえ、初任者や転入者を対象に、管理職が司会進行。初任者の視点や前任校との職場環境の違いを気づきとした業務改善を目的に実施
- ・業務改善に資する意見については、各職場で具体化するよう働きかけ

#### 【主な意見】

##### <郡上特別支援学校講師自死事案について>

- ・研修を通じて自分自身を振り返ることができた。生徒・教員が安心安全に生活を送るためには、今後も継続的にこのような研修に取り組むことが大切であると実感した。

##### <わいせつ事案未然防止について>

- ・本校生徒は、放課後に進路相談や学習指導のため教員の部屋を訪れることが多い。常駐教員が1名の分室があるため、生徒と二人にならないような対応が必要である。

(当該学校管理職の対応)

12月から放課後の業務の際には、常駐教員以外の別の教員も分室で執務し、複数での在室体制とする。

##### <職場環境の改善について>

- ・コロナ感染症予防対策のために実施している朝（7：30～）の検温当番の負担が大きい。開始時間を7：30から7：50に変更してはどうか。

(当該学校管理職の対応)

7：30頃から登校してくる生徒が1割以下であること、職員の負担軽減も考慮して、7：50から検温当番を開始することに変更する。

## 2 職場訪問等

### （1）職場訪問

- ・事務局職員が学校（高校、特支、小、中学校）を訪問し、時間外勤務が多い教員及び管理職から聞き取りを実施（訪問校は、令和3年9月までの時間外勤務の実績をもとに選定）

#### 【訪問実績等】

- ・年間34校を予定し、啓発月間中は13校46名から聞き取り

#### 【聞き取り結果の例】

- ・特に9～11月は就職試験や推薦入試の時期と重なり、生徒への進路指導に時間を費やした。
- ・留守番電話に切り替わる（19：00）までの放課後の電話対応に時間を割かれる。

#### 【聞き取りへの助言】

- ・管理職に対し、「担当の先生だけに負担がかからないように、学年や進路指導部全体で分担するなど、より組織的な対応をする」よう助言
- ・管理職に対し、「他校では、留守電切り替えの時間を17：00としている例もある。保護者の理解を得て、切り替わる時間を早くできないか検討する」よう助言

### （2）職場巡回健康相談

- ・事務局の保健師が学校・教育事務所を訪問し、新規採用職員等を対象に心身の健康相談や学校の安全衛生管理体制等について聞き取りを実施（訪問校は、全県立学校・教育事務所を3年で一巡する計画で選定）

#### 【訪問実績等】

- ・年間35校・事務所を予定し、啓発月間中は15校・事務所105名から聞き取り

#### 【聞き取り結果の例】

- ・感染症の影響により予定していた授業や行事を延期や変更せざるを得なくなり、計画の見直し等を行うことが負担となっている。
- ・現時点では感染症が落ち着きつつあり、感染症対策の取組みの負担が徐々に減少している。

#### 【聞き取りへの助言】

- ・管理職に対し、「職員の体調や様子の変化に留意し、早めの声掛け等の対応を行ってメンタル不調等の未然防止に努めること、また、必要に応じて外部の相談機関等を活用すること」などを助言

### 3 啓発等

#### (1) ハラスメント等に関する相談窓口、相談対応マニュアルの周知徹底

- ・ハラスメント等を受けた際の相談窓口や、学校を通さず直接教育管理課に申出できる「働きやすさ改善シート」について、再度周知徹底
- ・各所属管理職に対し、相談対応マニュアルを再度周知徹底

#### (2) 働き方改革メールマガジンの配信 (11 / 1 配信)

- ・本啓発月間の取組紹介に加え、「デジタル採点システム」の利用や、勤務時間制度の活用について働きかけ

#### (3) 疲労蓄積度自己診断チェックの実施とストレス状況の把握

##### ① 疲労蓄積度自己診断チェックの実施

- ・「疲労蓄積度自己診断チェックリスト (厚生労働省作成)」により自己診断を実施。診断結果に応じて、所属長による面談を実施 (㊦)。さらに、仕事の負担度が高く、長時間勤務の職員 (㊧) に対しては、医師や保健師による面接指導の申出をするよう働きかけ

##### 【実施結果】

㊦所属長面談者 (負担度の点数が高い職員全員)	94名 (実施者の1.7%)、対前年比-0.1%
㊧負担度の点数が高く長時間勤務の職員	21名 (㊦の22.3%)、対前年比-2.2%
医師面接指導実施者 (㊧のうち医師面接を希望する者)	2名 (㊧の9.5%)、対前年比-6.5%

##### ② ストレス状況の把握

- ・時間外勤務の多い学校で希望する教職員を対象に、今年度から新たに導入している「疲労ストレス測定システム」によりストレス状況を測定、把握

##### 【実施結果等】

年間35校・事務所を予定し、11月中の実施校数は4校、測定者数145名

##### 【主な感想】

- ・自分の疲労度や自律神経の状態を、数値等で客観的に見ることができて良かった。
- ・早く帰宅したりリフレッシュしたりする機会を作りたい。

#### (4) 高ストレス教職員に対する医師による面接指導の実施の徹底

- ・7月に実施したストレスチェック (受検率95.2%) の結果、高ストレスと判定された教職員に対して、医師による面接指導の申出をするよう働きかけ

##### 【実施結果】

高ストレス教職員	361名 (受検者の6.2%)、対前年比±0%
医師による面接指導申出者	33名 (高ストレス教職員の9.1%)、対前年比+1.1%

#### (5) 「健康エッセンス11月号」でのPR (10 / 19 発行)

- ・健康一言メッセージ (過労死等の定義、過労死等防止のために労働者自身に取り組めることなど) や健康相談窓口・健康管理事業を紹介

### 4 市町村教育委員会における活用の働きかけ

- ・県教育委員会の過労死等防止啓発月間の取組みを紹介 (11/5 通知)  
パワハラ、セクハラ等に加え、コロナ・ハラスメントの防止等に関して啓発する研修資料を提供し、活用を呼びかけ  
県で作成している「ハラスメント相談対応マニュアル」や「ハラスメント等に関する相談窓口」等を提供し、活用を呼びかけ